

地すべり等防止法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文  
 ○ 地すべり等防止法施行規則（昭和三十三年農林省令第一号）  
 建設省令第一号

（傍線の部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>様式第 1</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">第 _____ 号                  交付年月日                  有効期間</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p>住 所                  氏 名                  職 名                  生年月日</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center; line-height: 60px;">写 真</div> <p><u>上記の者は、地すべり等防止法第 6 条第 1 項の規定により地すべり防止区域の指定に関する調査のため他人の土地に立ち入ることのできる者であることを証する。</u></p> <p style="text-align: right;">主務大臣 印</p> </div>	<p>様式第 1</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>第 _____ 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p style="text-align: right;">住 所                  氏 名                  職 名                      年 齡</p> <p><u>右は、地すべり等防止法第 6 条第 1 項の規定により地すべり防止区域の指定に関する調査のため他人の土地に立ち入ることのできる者であることを証する。</u></p> <p style="text-align: right;">交付年月日                  有効期間</p> <p style="text-align: right;">主務大臣 印</p> </div>
<p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">地すべり等防止法<u>抜粋</u></p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>第 2 項以下省略</p> </div>	<p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">地すべり等防止法<u>抜すい</u></p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>第 2 項以下省略</p> </div>

第5条・第6条 (略)

様式第2

(表)

第 _____ 号	
交付年月日	
有効期間	
身分証明書	
住所	写真
氏名	
職名	
生年月日	
<p>上記の者は、地すべり等防止法第16条第1項の規定により地すべり防止区域に関する調査等のため他人の土地に立ち入ることのできる者であることを証する。</p>	
都道府県知事	印

(裏)

地すべり等防止法抜粋

第6条 (略)

第16条 都道府県知事又はその命じた職員若しくは委任した者は、地すべり防止区域に関する調査若しくは測量又は地すべり防止工事のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場と

第5条・第6条 (略)

様式第2

(表)

第 _____ 号	
身分証明書	
住所	
氏名	
職名	年齢
<p>右は、地すべり等防止法第16条第1項の規定により地すべり防止区域に関する調査等のため他人の土地に立ち入ることのできる者であることを証する。</p>	
交付年月日	
有効期間	
都道府県知事	印

(裏)

地すべり等防止法抜すい

第6条 (略)

第16条 都道府県知事又はその命を受けた吏員若しくはその委任を受けた者は、地すべり防止区域に関する調査若しくは測量又は地すべり防止工事のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若し

して一時使用することができる。

2 (略)

様式第3

(表)

第 _____ 号	
交付年月日	
有効期間	
身分証明書	
住所	写真
氏名	
職名	
生年月日	
<p>上記の者は、地すべり等防止法第16条第1項の規定により地すべり防止区域に関する調査等のため他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。</p>	
主務大臣	印

(裏)

地すべり等防止法抜粋

第6条 (略)

第10条 (略)

第16条 都道府県知事又はその命じた職員若しくは委任した者は、地すべり防止区域に関する調査若しくは測量又は地すべり防止工事の

くは作業場として一時使用することができる。

2 (略)

様式第3

(表)

第 _____ 号	
身分証明書	
住所	
氏名	
職名	年齢
<p>右は、地すべり等防止法第16条第1項の規定により地すべり防止区域に関する調査等のため他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。</p>	
交付年月日	
有効期間	
主務大臣	印

(裏)

地すべり等防止法抜すい

第6条 (略)

第10条 (略)

第16条 都道府県知事又はその命を受けた吏員若しくはその委任を受けた者は、地すべり防止区域に関する調査若しくは測量又は地すべ

ためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 (略)

り防止工事のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 (略)

様式第4

(表)

第 _____ 号	
交付年月日	
有効期間	
身分証明書	
住所	写真
氏名	
職名	
生年月日	
上記の者は、地すべり等防止法第22条第1項の規定により地すべり防止施設の立入検査を命ぜられた者であることを証する。	
都道府県知事	印

(裏)

地すべり等防止法抜粋  
第22条 都道府県知事は、その職務の執行に関し必要があると認めるときは、都道府県知事以外の地すべり防止施設の管理者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた職員に当該地すべり防

様式第4

(表)

第 _____ 号	
身分証明書	
住所	年齢
氏名	
職名	
右は、地すべり等防止法第22条第1項の規定により地すべり防止施設の立入検査を命ぜられた者であることを証する。	
交付年月日	
有効期間	
都道府県知事	印

(裏)

地すべり等防止法抜すい  
第22条 都道府県知事は、その職務の執行に関し必要があると認めるときは、都道府県知事以外の地すべり防止施設の管理者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその吏員に当該地すべり防止施設

止施設に立ち入り、これを検査させることができる。  
2～4 (略)

様式第5

(表)

第 _____ 号	
交付年月日	
有効期間	
身分証明書	
住所	
氏名	
職名	
生年月日	
<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写真</div>	
上記の者は、地すべり等防止法第22条第1項の規定により地すべり防止施設の立入検査を命ぜられた者であることを証する。	
主務大臣	
印	

(裏)

地すべり等防止法抜粋  
第10条 (略)  
第22条 都道府県知事は、その職務の執行に関し必要があると認めるときは、都道府県知事以外の地すべり防止施設の管理者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた職員に当該地すべり防止施設に立ち入り、これを検査させることができる。

に立ち入り、これを検査させることができる。  
2～4 (略)

様式第5

(表)

第 _____ 号	
身分証明書	
住所	
氏名	
職名	
年齢	
右は、地すべり等防止法第22条第1項の規定により地すべり防止施設の立入検査を命ぜられた者であることを証する。	
交付年月日	
有効期間	
主務大臣	
印	

(裏)

地すべり等防止法抜すい  
第10条 (略)  
第22条 都道府県知事は、その職務の執行に関し必要があると認めるときは、都道府県知事以外の地すべり防止施設の管理者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその吏員に当該地すべり防止施設に立ち入り、これを検査させることができる。

2～4 (略)

様式第6

(表)

第 _____ 号	
交付年月日	
有効期間	
身 分 証 明 書	
住 所	写 真
氏 名	
職 名	
生年月日	
<p>上記の者は、地すべり等防止法第45条第1項において準用する同法第16条第1項の規定によりぼた山崩壊防止区域に関する調査等のため他人の土地に立ち入ることのできる者であることを証する。</p>	
都道府県知事	印

(裏)

地すべり等防止法抜粋

第6条 (略)

第16条 都道府県知事又はその命じた職員若しくは委任した者は、地すべり防止区域に関する調査若しくは測量又は地すべり防止工事のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場と

2～4 (略)

様式第6

(表)

第 _____ 号	
身 分 証 明 書	
住 所	
氏 名	
職 名	年 齢
<p>右は、地すべり等防止法第45条第1項において準用する同法第16条第1項の規定によりぼた山崩壊防止区域に関する調査等のため他人の土地に立ち入ることのできる者であることを証する。</p>	
交付年月日	
有効期間	
都道府県知事	印

(裏)

地すべり等防止法抜すい

第6条 (略)

第16条 都道府県知事又はその命を受けた吏員若しくはその委任を受けた者は、地すべり防止区域に関する調査若しくは測量又は地すべり防止工事のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若し

して一時使用することができる。

2 (略)

第45条 第8条、第13条から第17条まで、第20条、第21条、第26条、第29条から第31条まで及び第33条から第40条までの規定は、ぼた山崩壊防止区域に関する管理及び費用について準用する。この場合において、第8条中「第3条第3項の規定による地すべり防止区域」とあるのは「第4条第2項において準用する第3条第3項の規定によるぼた山崩壊防止区域」と、「その地すべり防止区域内」とあるのは「そのぼた山崩壊防止区域内」と、第16条第1項中「地すべり防止区域」とあるのは「ぼた山崩壊防止区域」と、「地すべり防止工事」とあるのは「ぼた山崩壊防止工事」と、第20条中「森林法第34条第1項（同法第44条において準用する場合を含む。））」とあるのは「森林法第16条第1項若しくは同法第34条第1項（同法第44条において準用する場合を含む。））」と、「第18条第1項」とあるのは「第42条第1項」と、第21条第1項及び第2項並びに第35条第1項中「第18条第1項」とあるのは「第42条第1項」と読み替えるものとする。

2 (略)

くは作業場として一時使用することができる。

2 (略)

第45条 第8条、第13条から第17条まで、第20条、第21条、第26条、第29条から第31条まで及び第33条から第40条までの規定は、ぼた山崩壊防止区域に関する管理及び費用について準用する。この場合において、第8条中「第3条第3項の規定によるぼた山崩壊防止区域」とあるのは「第4条第2項において準用する第3条第3項の規定によるぼた山崩壊防止区域」と、「その地すべり防止区域内」とあるのは「そのぼた山崩壊防止区域内」と、第16条第1項中「地すべり防止区域」とあるのは「ぼた山崩壊防止区域」と、「地すべり防止工事」とあるのは「ぼた山崩壊防止工事」と、第20条中「森林法第34条第1項（同法第44条において準用する場合を含む。））」とあるのは「森林法第16条第1項若しくは同法第34条第1項（同法第44条において準用する場合を含む。））」と、「第18条第1項」とあるのは「第42条第1項」と、第21条第1項及び第2項並びに第35条第1項中「第18条第1項」とあるのは「第42条第1項」と読み替えるものとする。

2 (略)